

これが「企業の労働110番」です



(一社)名北労働基準協会 上席労働相談室長
 社会保険労務士 武 洋三
 労働安全コンサルタント

年次有給休暇の買い取り

「はいこちら企業の労働110番です」。電話は、とある企業の総務担当者からのご相談でした。
 「退職日が決まっている社員が、退職日近くになつて『年次有給休暇を取得し

数の通知の必要性と、買い取りは法律違反にならないか確認したい」との問い合わせでした。
 そこで、通達等を確認するためのお時間をいただきました。

でも消化できなかつた数日分を買い取ってほしい」と言ってきた。社内でも協議したが法律にないのだから『買い取りの義務はない』と伝えたが、念の為、年次有給休暇の付与日数、残日

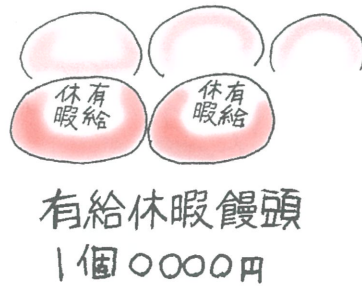
者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者も当該労働者の年次有給休暇の取得状況を把握することが重要である。労働基準法施行規則（昭和22年厚生労働省令第23号）第24条の

【通知義務について】

■労働時間等
 設定改善指針
 （平成20年3月24日厚生労働省告示第108号）

年次有給休暇の管理簿の作成・周知
 年次有給休暇の取得促進を図るにあたっては、労働者にのみならず、当該労働

7の規定により、年次有給休暇管理簿の作成が義務付けられているところ、使用者は年次有給休暇管理簿の作成のみならず年次有給休暇の管理簿の確認を行い、年次有給休暇の取得状況を労働者及び当該労働者の業務の遂行を指揮する職務上の地位に当たる者に周知す



ること。また、指揮命令する職務上の地位に当たる者は、（中略）取得促進に管理簿を活用することになっている。
 更に、平成31年4月1日より年5日の年次有給休暇の確実な取得のため、年次有給休暇の管理簿の作成・周知が必要となつてきてい

る。年次有給休暇の買い取りについて
 「年次有給休暇の買い上げの予約をし、これに基づいて法第39条の規定により請求し得る年次有給休暇の日数を減じ、または請求された日数を与えないことは法第39条の違反である。（昭和30年11月30日基収4718号）
 しかしながら、会社で労働基準法を上回つて法定外に付与している日数分の買い上げ（昭和23年10月15日基収3650号）、法定日数でも、2年間の時効によつて消滅するものを2年間の経過後に買い上げ（同法第115条）、あるいは退職者の年次有給休暇に買い上げたりすることは違法ではない。（昭和29年3月19日神戸地裁判決）
 指針では、年次有給休暇管理簿を作成し、取得状況を労働者及び管理する者に周知すること（みんなが知

らなければならぬ）になつていことから、トラブルを避けるため労働者に通知することが望ましい。

周知がされていれば、有給休暇の退職時の買い上げは会社側の任意の判断（買い取り義務なし）、周知が不十分な場合は、法的根拠はないが指針で示されていることから行政指導の対象となり、また、労働トラブルの元にもなりかねません。そこで、年次有給休暇残日数の周知と（通知が望ましい）、退職する際の未消化の年次有給休暇の任意の買い上げは法律違反にならないことをお伝えしました。

愛知県下各労働基準協会では、各種関係法令を体系的に学ぶ労働実務専門講座「基礎法令コース4日間」を令和2年1月より開催いたします。詳しくは、当協会HP、もしくは総合受付（☎052-9611-1666）までお問い合わせください。

イラスト・森沢康代